

# 「未来投資戦略2018」の推進状況

平成30年11月5日

未来投資会議構造改革徹底推進会合



内閣府 民間資金等活用事業推進室

# 「未来投資戦略2018」の進捗状況

## 1. インセンティブ改革に関する項目

- 改正PFI法（別紙参照）において創設したワンストップ窓口制度や水道事業等に係る地方債における補償金免除繰上償還等の活用を通じ、改革の促進に取り組んでいる。
- 運営権ガイドライン改正（平成30年3月28日、10月18日民間資金等活用事業推進会議決定）等により、公共施設等運営事業の推進の円滑化に向け必要な事項を整備しているところ。

## 2. 人材活用改革に関する項目

- 平成31年度の機構要求において、コンセッション・社会的ファイナンスを担当する参事官級の職員について増員を要求。機構要求の結果を踏まえ、関係省庁と調整の上、必要な体制の整備を行う。

## 3. 制度の絶え間ない改善等に関する項目

- 以下の事項について、必要に応じ運営権ガイドラインを改正する方向で関係各省と調整中。  
〔赤字継続の場合の契約解除方法、物価変動の定義・料金への転嫁に関する方程式、二段階審査の場合の第一段階の審査基準・情報開示方法、公務員派遣の在り方〕
- 英・仏で行ったヒアリング等を通じ、コンセッションをより導入しやすい環境づくりに努める。
- 全国主要都市を中心に改正PFI法の説明を行うとともに、運営権ガイドラインをはじめコンセッション制度についても併せて説明。
- 平成30年10月8日に開催されたパリインフラウィーク等、海外での事業者や投資家向けの説明会を実施（写真）。
- 関係府省から関連法律等の整備状況について報告を受け、内閣府においてHPへの掲載を準備中。



# 【別紙】PFI法改正法(平成30年法律第60号) 概要

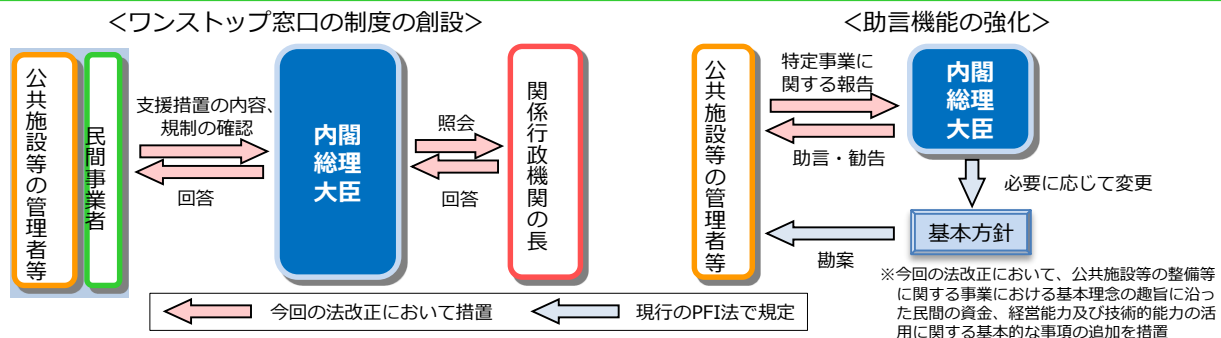
## 背景・必要性

- PPP/PFIの着実な推進を図る観点から、政府は、10年間（平成25年度から34年度まで）に21兆円の事業規模目標を掲げている（PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版））。
- 上記目標を達成すべく、国による支援機能を強化するとともに、国際会議場施設等の公共施設等運営事業（コンセッション事業）の実施の円滑化に資する制度面での改善措置及び上下水道事業におけるコンセッション事業の促進に資するインセンティブ措置を講ずる。

## 法案の概要

### (1) 公共施設等の管理者等及び民間事業者に対する国の支援機能の強化等

公共施設等の管理者等及び民間事業者による特定事業に係る支援措置の内容及び規制等についての確認の求めに対して内閣総理大臣が一元的に回答する、いわゆるワンストップ窓口の制度の創設、内閣総理大臣が公共施設等の管理者等に対し特定事業の実施に関する報告の徴収並びに助言及び勧告に関する制度の創設等の措置を講ずる。



### (2) 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合\*における地方自治法の特例

- ①利用料金の設定の手續については、実施方針条例において定められた利用料金の範囲内で利用料金の設定を行うなどの条件を満たした場合に地方公共団体の承認を要しない旨の地方自治法の特例を設ける。
- ②公共施設等運営権の移転を受けた者を新たに指定管理者に指定する場合において、条例に特別の定めがあるときは、事後報告で可とする旨の地方自治法の特例を設ける。

	コンセッション制度	指定管理者制度		コンセッション制度	指定管理者制度
利用料金の設定	届出	承認	PFI法による特例	届出	届出
運営権の移転の許可・指定管理者の指定に係る議会の議決	条例に特別な定めがある場合において不要	必要		条例に特別な定めがある場合において不要	条例に特別な定めがある場合において事後報告で可

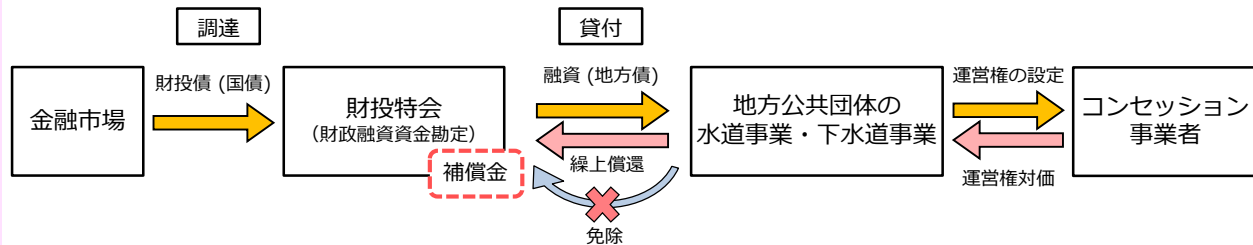
\* 国際会議場施設、音楽ホール等の文教施設など

条例で地方公共団体が設定

### (3) 水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除

政府は、平成30年度から平成33年度までの間に実施方針条例を定めることなどの要件の下で、水道事業・下水道事業に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に対し、当該地方公共団体に対して貸し付けられた当該事業に係る旧資金運用部資金の繰上償還を認め、その場合において、繰上償還に係る地方債の元金償還金以外の金銭（補償金）を受領しないものとする。

(注) なお、地方公共団体金融機構資金についても、同様の措置を講ずるよう政府から要請する。



## 目標

- 事業規模：平成25～34年度までの10年間で21兆円（コンセッション事業は7兆円）
- コンセッション事業件数：水道6件、下水道6件、文教施設3件、国際会議場施設等6件

## ■ 未来投資戦略2018

- ・ 林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大口の立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。なお、公共施設等運営権制度の活用がより効果的で必要な場合は併せてPFI法についても所要の措置を講ずる。
- ・ 関係府省は、所管事業に関する国庫補助や地方交付税措置について、改革のインセンティブを阻害する仕組みの排除や、改革を促進するインセンティブを組み込む視点から点検等を行う。
- ・ 公共施設等運営事業などPPP/PFI事業の更なる活用拡大に向けて推進体制を抜本的に強化する。司令塔である内閣府及び公共施設等運営事業を自ら実施する関係省庁においては、公共施設等運営事業に関連する専門的知識と豊富な経験を有する専任の民間人材を公募して責任ある立場で新たに登用する。
- ・ 公共施設等運営事業に関わる全ての関係府省では、民間からの職員を登用する場合には、職員登用や配置において、運営権者の選定やその関連業務の発注において利益相反が起こらないよう徹底する。
- ・ 関係省庁は、優先交渉権者の選定を二段階で行う場合における第一段階の審査基準と審査の在り方、第二段階の審査結果が出るまでの情報開示の方法等について内外の事例を基に調査、整理する。その結果と民間事業者の意見を踏まえ、内閣府はガイドラインを策定する。
- ・ 北海道7空港の公共施設等運営事業において、前例のない数の空港を複数の管理者から安全かつ円滑に引き継ぐため、応募者がPFI法に基づく公務員派遣を希望する場合には、関係省庁は与条件なく希望する派遣期間の長さを意向確認する。その結果を踏まえて、内閣府は派遣期間の在り方について検討し、必要な場合はガイドラインを改定する。
- ・ 公共施設等運営権制度の絶え間ない改善のために、事業に参画した国内外の企業や有識者との意見交換、海外の先進事例の収集等を実施して必要な改善点を取りまとめる。
- ・ 我が国の公共施設等運営権方式に関する制度や個別事業について、国内外の主要都市において、事業者や投資家向けの説明会を開催する。さらに、広く一般を対象に公共施設等運営権制度への理解を深めるための方策を、民間企業のノウハウも活用して検討し、実施する。

## 【参考】「未来投資戦略2018」等 関係記述抜粋②

### ■ 未来投資戦略2018（続き）

- ・ 関係省庁は、PPP/PFIに先進的に取り組む諸外国での公共施設等運営権に類する権利を保有する主体への法人税等の非課税措置の事例を調査し、我が国への示唆を整理する。内閣府はその整理も踏まえ、公共施設等運営権の取得意向を持つ民間事業者のニーズを年内に確認する。
- ・ 公共施設等運営権制度の創設以降に制定等された関連法律、政令、閣議決定、内閣府及び関係省庁で整備された府省令、規則、ガイドライン等を、容易に一覧できる形で内閣府のHPに掲載し、情報提供を充実する。
- ・ 今国会で改正されたPFI法に基づき内閣府が公共施設等運営事業に関し必要に応じて行う報告要求、助言、勧告については、基本方針及びガイドラインに基づいて適切に行う。また、地方公共団体や民間事業者が求める確認や助言については、内閣府における相談窓口を明確化するとともに、相談内容等に関する情報管理の仕組みを適切に構築する。

### ■ 未来投資戦略2017

- ・ 上下水道事業においては、一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合には料金への転嫁を可能とする仕組みとするため、本年内を目途に関係府省において物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を明らかにし、関連するマニュアルや許可基準の中に規定するなど、活用を徹底する仕組みを構築する。これを踏まえ、内閣府においてガイドラインを策定する。

### ■ PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）

- ・ 平成30年2月に国会に提出されたPFI法の一部を改正する法律案が成立した場合には、同法律案で規定するワンストップ窓口や、地方公共団体等の求めに応じた助言機能等が円滑に運用されるよう速やかに体制を整え、効果的な助言等を実施する。（平成30年度から）

### ■ PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）

- ・ 関係府省は、赤字（営業活動によるキャッシュフローにおける赤字）が一定期間継続した場合の契約解除の方法について、海外事例の調査等を踏まえて考え方をまとめて今年7月末までに内閣府に報告する。
- ・ これと民間事業者の意見等も踏まえて、内閣府はガイドラインを策定する。
- ・ 関係府省（厚労省医薬・生活衛生局、国交省下水道部）は、本年内を目途に物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を明らかにし、関連するマニュアルや許可基準の中に規定するなど、活用を徹底する仕組みを構築する。これを踏まえ、内閣府においてガイドラインを策定する。